P1

社会保障審議会障害者部会

第89回（H30.3.2）資料4

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

【審査支払事務の見直し（国保連における一次審査と市町村等における二次審査）】

○　給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう「改正障害者総合支援法等」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の｢審査｣を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成３０年４月施行）

○　改正法成立後、国民健康保険中央会における｢障害者総合支援法等審査事務研究会｣で、給付費等の審査支払事務の効果的･効率的な実施に向け、報告書が取りまとめられたこと等を受け、新たな審査支払事務で国保連は、「一次審査」において、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳等と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常、報酬算定ルールに則してないもの等はエラー（返戻）とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるもの等は「警告（重度）」として「警告」と区分する。また、市町村等における「二次審査」が効果的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する等を行う。（別紙参照）

○　市町村等は「二次審査」において、国保連の「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について、支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。

P2

別紙

国保連における一次審査と市町村等における二次審査

○　現在、国保連では市町村等における審査を支援するため、「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連で「一次審査」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査において、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの（エラー）については、国保連の審査による返戻として処理する。

実施項目　国保連において新たに実施する内容

実施項目　「警告」から「エラー」への移行　国保連において新たに実施する内容　事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村で審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連の審査で「エラー（返戻）」とする。

実施項目　「警告（重度）」の追加　国保連において新たに実施する内容　報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告（重度）」と区分する。

実施項目　審査内容の充実　国保連において新たに実施する内容　これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。

例：同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック　など

実施項目　一次審査結果資料の作成　国保連において新たに実施する内容　市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。